

特殊詐欺等被害防止対策機器設置に補助金をご利用ください

特殊詐欺の被害は、詐欺犯からの１本の電話がきっかけとなっています。特殊詐欺被害を未然に防ぐための対策として狙われやすい年齢層を対象に特殊詐欺等被害防止対策機器の設置に補助金を交付します。



○対象者

飯田市の住民基本台帳に登録されている満 60 歳以上の方（60 歳未満の方と同居する方も対象）

○補助金対象機器

- ・詐欺対策機能付電話機
（着信時、自動で警告メッセージが流れ、通話が始まると自動録音されるもの）
- ・固定電話に接続する自動応答録音装置
- ・固定電話に接続する自動着信拒否装置（別に番号表示サービスの契約が必要）

○交付の条件

- ・飯田市内の居宅に設置するもの（１世帯につき１台）
- ・飯田市内の販売店で購入したもの

○補助金交付内容

- ・設置費用の 3 分の 2（上限 5,000 円）100 円未満端数切捨て
- ・募集件数 60 件

○申請方法

※機器を購入する前に申請が必要です。

補助金交付申請書に必要事項を記入し、市民課消費生活係（市役所 A 棟 3 階）または各自治振興センターの窓口へ提出してください（郵送可）。

○申請受付期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

※受付期間中であっても、申請件数が募集件数に達した場合は締め切ります。

○申請の流れ

- ①申請書を提出する。 ※機器の購入前に申請が必要です。
- ②審査のうえ、交付決定された方には市から「補助金交付決定通知書」が届く。
※決定通知を受けてから購入してください。
- ③機器を購入・設置する。
- ④補助金交付決定通知書に同封された補助金交付請求書兼実績報告書と、設置機器の領収書（原本）を提出する。
- ⑤補助金が指定口座に振り込まれる。

不明な点は以下へお問い合わせください。

問合せ先 飯田市役所 消費生活係

電 話：0265-22-4511 内線 3917